

戸田市高齢者総合介護福祉条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 6 日

戸田市長 菅 原文 仁

戸田市規則第 4 9 号

戸田市高齢者総合介護福祉条例施行規則の一部を改正する規則

戸田市高齢者総合介護福祉条例施行規則（平成 1 2 年規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 3 号様式中

「

介護サービス計画又は介護予防サービス計画を作成するために必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、戸田市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

（更新申請の場合のみ）申請日から 3 0 日以内に認定が行われない場合であっても、現在の有効期間内に認定が行われるときは、戸田市が認定延期通知を省略することに同意します。

」

を

「

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、主治医意見書、戸田市が提供を受けた介護サービス計画及び介護予防サービス計画並びに居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人が取得した心身の状況等の情報を、戸田市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設、介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者の関係人、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者、主治医意見書に係る医師又は認定調査に従事した調査員に提示する（地域支援事業として介護情報基盤経由で電子的に行う場合を含む。）ことに同

意します。

」

に改める。

第 5 4 号様式中

「

介護サービス計画又は介護予防サービス計画を作成するために必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、戸田市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

」

を

「

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定調査会による判定結果・意見、主治医意見書、戸田市が提供を受けた介護サービス計画及び介護予防サービス計画並びに居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人が取得した心身の状況等の情報を、戸田市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設、介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者の関係人、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者、主治医意見書に係る医師又は認定調査に従事した調査員に提示する（地域支援事業として介護情報基盤経由で電子的に行う場合を含む。）ことに同意します。

」

に改める。

第 6 3 号様式中「 8 0 . 9 万円」を「 8 2 . 6 5 万円」に改める。

第 6 4 号様式中

「

多床室

円

」

を

「

多床室Ⅰ（特養等）	円
多床室Ⅱ（老健・医療院）	円
多床室Ⅲ（老健・医療院等）	円

」

に改める。

第66号様式中「80.9万円」を「82.65万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第63号様式、第64号様式及び第66号様式の改正規定は、令和8年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の戸田市高齢者総合介護福祉条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により交付されている介護保険負担限度額認定証は、改正後の戸田市高齢者総合介護福祉条例施行規則の規定により交付された介護保険負担限度額認定証とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に印刷されている旧規則第53号様式、第54号様式、第63号様式及び第66号様式については、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。